

対象法人さま

内閣府NPO法人ポータルサイトへの移行に伴い、定款で「公告の方法」を「滋賀県協働ポータルサイト(NPO 法人の貸借対照表の公告)」と定めておられる法人につきましては、定款変更および掲載資料の移行が必要になります。つきましては、以下を参考にご対応をお願いいたします。

1 定款変更について

公告の方法に関する定款の変更箇所

公告の方法について以下のように定款を変更してください。

<p>現行定款</p> 	<p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト(NPO法人の貸借対照表の公告)に掲載して行う。</p>
<p>変更後の定款</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇〇して行う。</p>

具体的な記載例は以下のとおりです。

公告方法	記載例
内閣府HP	<p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、<u>内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)</u>に掲載して行う。</p>
法人のHP	<p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、<u>この法人のホームページ</u>に掲載して行う。</p>
法人の主たる事務所の公衆の見やすいところ	<p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、<u>この法人の主たる事務所の掲示場</u>に掲載して行う。</p>

提出書類

- (1) 定款変更届出書
- (2) 定款の変更を議決した総会の議事録(コピーで可。)
- (3) 新しい定款

※(1)、(2)については、滋賀県HPに様式例および作成例を掲載しておりますので、ご確認ください。

・定款の変更時に提出する書類について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302860/348875.html>



2 掲載資料の移行について

貸借対照表の公告については、定款変更により新しく定められた方法に基づき、公告をお願いいたします。なお、「内閣府NPO法人ポータルサイト」とされる場合、使用にあたっては、ユーザー登録手続きが必要となります。手続き方法等、詳細につきましては、以下をご確認ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/houjin-info/npohoujin-touroku>

